

地域産業活性化協議会の設置について

京都府、大阪府、奈良県、京田辺市、木津川市、精華町、枚方市、四條畷市、交野市、奈良市及び生駒市は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条の規定により、以下のとおりけいはんな地域産業活性化協議会（仮称）（以下「協議会」という。）を設置することとしましたので、同条第3項の規定により公表します。

1 協議会の構成員の名称等

構 成 員

- (1) 京都府
- (2) 大阪府
- (3) 奈良県
- (4) 京田辺市
- (5) 木津川市
- (6) 精華町
- (7) 枚方市
- (8) 四條畷市
- (9) 交野市
- (10) 奈良市
- (11) 生駒市
- (12) 社団法人関西経済連合会
- (13) 株式会社けいはんな
- (14) 財団法人関西文化学術研究都市推進機構

2 協議会の規約の内容

けいはんな地域産業活性化協議会 規約(案)

(目的)

第1条 この協議会は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)並びに同条第5項の規定による同意を得た基本計画(法第6条第1

項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。)及びその実施に関し必要な事項その他地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化のために当該地域の地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の協議会は、けいはんな地域産業活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(委員の設置)

第3条 協議会は、別表に掲げる者を委員として設置する。

- 2 前項に掲げる市町及び京都府・大阪府・奈良県(以下「3府県」という。)は、必要があると認められるときは、法第5条第2項第7号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者、又は法第7条第2項各号に該当するものを協議会の委員として加えることができる。
- 3 法第7条第2項各号に該当する者で協議会の構成員として加えていない者が、法第7条3項に規定する主務省令で定める期間内に、第1項に掲げる市町及び3府県に対して自己を協議会の構成員として加えるよう申し出た場合に、必要があると認めるときは、委員とすることができる。
- 4 委員は非常勤とする。

(公表)

第4条 協議会の公表は、別表に掲げる市町及び3府県のホームページへの掲載等により行う。

(事務)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた次の事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
 - ア 集積業種の立地に資する人材の育成・研修の実施
 - イ 集積業種の立地に資する設備等の整備
 - ウ 企業誘致に係る専門家の配置
 - エ その他基本計画の目標を達成するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるものの他、第3条第1項に掲げる市町の存する地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (4) 関係機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、集積地域における企業立地の促進等による産業集積の形成又は活性化に関するを行うこと。

(役員及び職務)

第6条 協議会を代表し、会務を総括するため、協議会に会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 会長の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(会議の招集)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

(会議の運営)

第8条 会議は委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

5 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、財団法人関西文化学術研究都市推進機構に事務局を置く。

(その他の必要事項)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附則

この規約は、平成22年 2 月 日から施行する。

(別表)

京都府

大阪府

奈良県

京田辺市

木津川市

精華町

枚方市

四條畷市

交野市

奈良市

生駒市

社団法人関西経済連合会

株式会社けいはんな

財団法人関西文化学術研究都市推進機構

3 法第7条第4項の申出

法第7条第4項の規定により、構成員として加えるよう申し出るときは、書面により、住所、氏名、電話番号を明記の上、下記まで提出してください。

受付先 京都府 政策企画部文化学術研究都市推進室
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話075-414-5196
大阪府 政策企画部 企画室
〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 電話06-6944-6118
奈良県 地域振興部 地域づくり支援課
〒630-8501 奈良市登大路町30番地 電話0742-27-8490
京田辺市 経済環境部産業振興課
〒610-0393 京田辺市田辺80番地 電話0774-64-1364
木津川市 市長公室 学研企画課
〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9 電話0774-75-1201
精華町 事業部 産業振興課
〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地
電話0774-95-1903
枚方市 地域振興部産業振興課
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号 電話072-841-1221
四條畷市 行政経営室マネジメント推進課
〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 電話072-877-2121
交野市 総務部 企画財政室 企画担当
〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号 電話072-892-0121
奈良市 観光経済部商工労政課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 電話0742-34-4741
生駒市 市民部産業振興課
〒630-0288 生駒市東新町8番38号 電話0743-74-1111

申出の期限 平成22年2月15日（月曜日）必着